

宗像大社浜宮考

はじめに

宗像大社（福岡県宗像市）は、玄界灘に浮かぶ沖津宮（沖ノ島）、大島の中津宮、九州本土の辺津宮の三つの宮で構成され、海によって結ばれる広大な境内域をもつ。四世紀後半から始まった沖ノ島における国家的祭祀は、七世紀後半に大島と九州本土に広がり、三箇所の古代祭祀の場は『古事記』『日本書紀』に宗像三女神を祀る三つの宮として登場する。

三宮の中でも、辺津宮は古代祭祀終了後の境内の状況や神事の様子について最も詳しく知ることができる。辺津宮のすぐ東側を流れる釣川はかつて入海であり、『日本書紀』において「海浜」と表記されたように、辺津宮はまさに海に臨む信仰の場であった。

辺津宮と海との関係を偲ばせるものとして、本稿では「浜宮」を取り上げたい。「浜宮」は辺津宮から釣川を四㎞ほど下った河口の西岸に位置する神社である。一般向けの解説書『むなかたさま その歴史と現在（改訂版）』（宗像大社発行、二〇〇六年）は、「浜宮」の神事について次のような解説を載せている。



【写真一】現在の浜宮



【写真二】現在の浜宮

野木 雄大

五月祭・浜宮祭（五月五日）

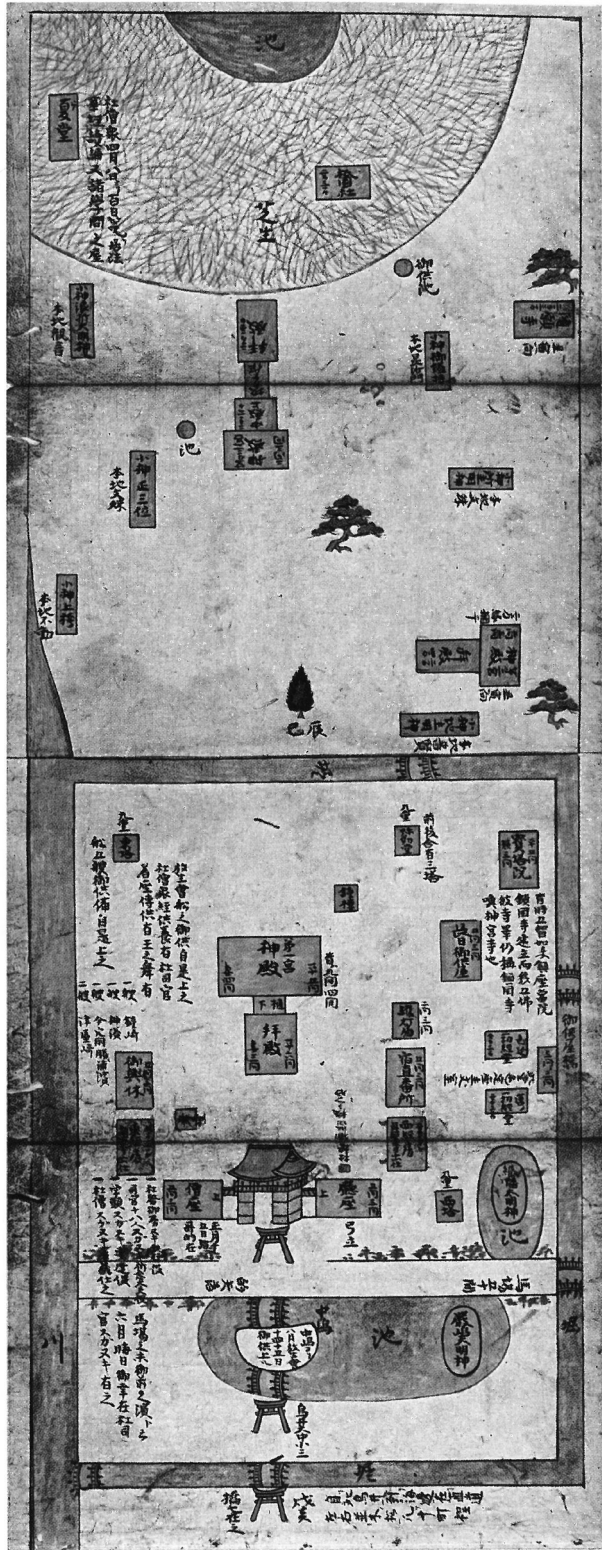
辺津宮の脇を流れる釣川を下った川口の兩岸には、神湊の浜側に「浜宮」があり、江口に「五月宮」があります。古くからここにおいて宗像宮の五月会、神幸祭が行われてきました。この故事に倣い、現在でも「しょうぶ」「ちまき」をお供えしての祭典が行われます。なお、祭りのあと、現地で「ちまき」などをいただく直会があります。（『むなかたさま』一二三頁）

現在の宗像大社の神事といえば、百艘もの漁船によって壮麗な海上神幸が行われる「みあれ祭」が著名であるが、五月祭は内陸部の農村の参加を意図して再興された神事で、「釣川河口西岸の神湊の浜宮で浜降りの祭を行い、ついで東岸江口の五月松原で五月祭祭典が行われ」る⁽¹⁾。五月祭の舞台となる「浜宮」はその名の示すごとく、また釣川河口の海に臨む立地からまさに「海浜^{へっぴや}」を象徴する社であるといえよう。

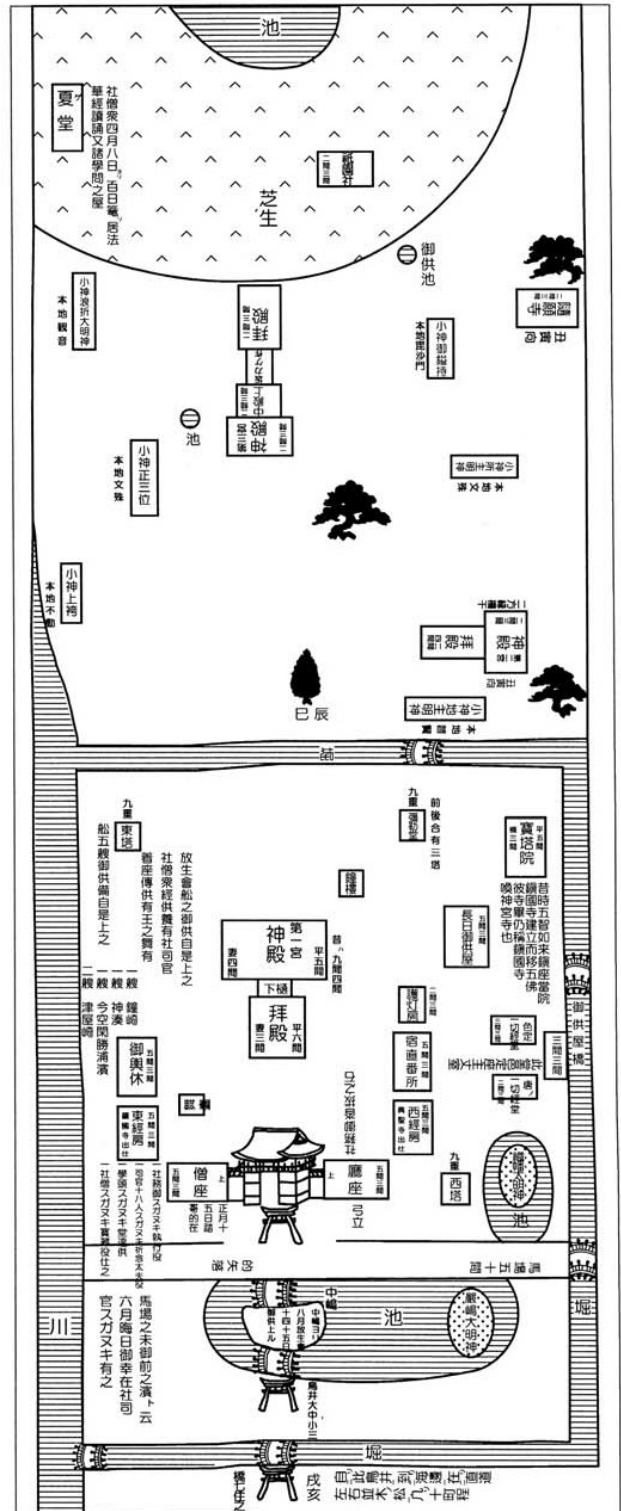
しかしながら、「浜宮」は宗像大社の境内（国史跡「宗像神社境内」）に含まれていない。そのためか、「浜宮」についての詳細は『宗像神社史』（宗像神社復興期成会編、上巻一九六一年、下巻一九六六年）の記述が全てのものである。そこで、『宗像神社史』の記述を再検討することで、浜宮の意義について改めて見直しをしたいと思います。なお、行論の便宜上、現在釣川河口にある「浜宮」と区別するため、近世以前は、史料の通り「濱宮」ないし「濱殿」と旧字で表記することにします。

一、濱殿移動説

建治三年（一二七七）の『宗像三所大菩薩御座次第』には「濱宮御正躰者、冠俗躰白大鬚、所持物者、白シヤク^{（物）}、御衣赤色、安鞍御座」とみえる。『宗像三所大菩薩御座次第』は辺津宮に祭られている各「御正躰」について記した史料で、辺津宮境内の諸施設の具体的な構成が分かる初見史料でもある。これには、惣社（第一宮）、中殿第二大菩薩（第二宮）、第三大菩薩（第三宮）、正三位、上高宮、本宮下高宮、濱宮、内殿（政所社）の順にそれぞれの「御正躰」についての詳細が記されており、濱宮を除き辺津宮境内に存在する（あるいは存在していた）ことが明らかな社である⁽²⁾。この中で濱宮のみが辺津宮境内から離れた釣川河口にあったとは考えにくく、少なくとも十三世紀には「御正躰」を持った社として濱宮が辺津宮境内に存在していたことは確実である。これは、中世の辺津宮境内の状況を寛永年間に描いたとされる【図一・二】「田島宮社頭古絵図」において、大きな池の左側に付された「馬場之末、御前之濱ト云」の注記と合致する。



【図一】田島宮社頭古絵図



【図二】田島宮社頭古絵図トレース図

山野善郎「日本における社殿の成立と宗像神社」（「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議編「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告Ⅱ-1、2012年）より引用

さて、『宗像神社史』（上巻三九九～四〇〇頁）は、「田島宮社頭古絵図」の注記に触れた上で、次のように解釈する。

辺津宮境域近くの濱宮の位置は、第一宮の馬場の東端で、釣川に面するところにあつたと考えられる。…（中略）…三月春外祭、六月晦日の和儺祓に、あるいは三神輿が出で、あるいは修祓のこの行われたのは、この「御前の濱」あるいは「御前ノ前ノ濱川」であり、ここが当時の「濱宮（濱殿）」の位置であつたといえよう。

上述の濱宮は、往時の一つの位置を示すものであるが、釣川の河口で、海に注ぐ江口の五月浜も、これまた神事場になっている。応安神事次第^{の五月会}に、「五月ノ浮殿」とあるのがこれで、今、玄海町江口の釣川河口の海浜を「五月浜」と呼んでおり、里人はここが五月会の神幸神事の行われた所であるとしている。恐らく祭祀の実際が、次第に今の五月浜附近の河口・海浜の地に濱宮をしつらえるを必要とせしめ、ここに移つて行つたのであろう。しかし祭祀の実際に従つ

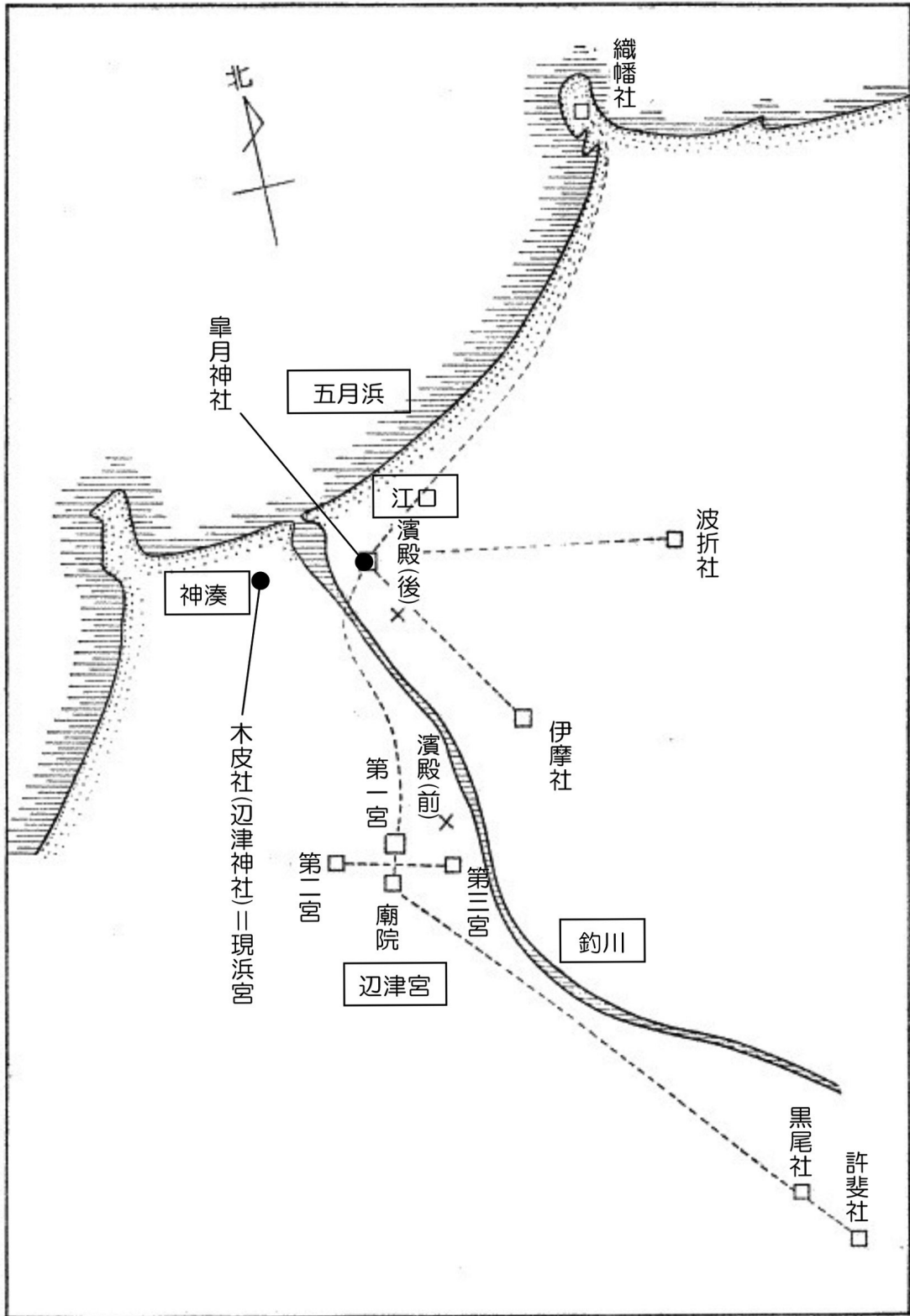
ていえば、三月・六月の祓の如き一社内だけの神幸・修祓の如きは、その後といえども、辺津宮御前の濱の釣川で行われ、五月会・八月放生会の如き一社内だけでなく、郡内末社<sup>織幡・許斐
伊摩・浪折</sup>の神輿の神幸が合体して行われるような大規模な祭については、江口の五月浜を祭場とし、ここを濱宮として行われたものとしてよいであろう。

（引用にあたり筆者が傍点・傍線を付し、旧仮名遣いを現代仮名遣いに改めた。これ以降の引用に際しても、現代仮名遣いに改める）

このように、『宗像神社史』は、辺津宮境内付近の「御前之濱」にあつた濱宮（濱殿）が釣川河口の五月浜（現宗像市江口）に「移動」したと説く（【図三】参照）。ところが、その一方で、神事の規模（郡内末社の神幸の有無）によつて、二つの濱宮が使い分けられていたともいうのである。「御前之濱」から五月浜への単純な「移動」ではなく、かかる複雑な解釈を『宗像神社史』がとつたのは、「田島宮社頭古絵図」の注記により、少なくとも中世末まで辺津宮境内北東側の「御前之濱」における濱宮の存在が裏付けられることと、現在の浜宮が釣川河口に存在している事実との整合性を図るためであろう。しかし、一見合理的な説明にみえる「濱殿移動説」は、史料による裏付けがなされたものではない。また、『宗像神社史』が「移動」したとする「濱殿」の場所は現皇月神社であり、現在の浜宮とは位置が相違しているのであるが、この点について整合的な説明はなされていない。はたして『宗像神社史』の説くように濱殿の場所が「移動」したのであろうか。章を替えて検討することにした。

二、浮殿と濱殿

前節で引用したように、『宗像神社史』は応安八年（一三七五）成立の『応安神事次第』（以下「神事次第」）甲本にみえる「五月ノ浮殿」を釣川河口の五月浜（五月松原）で五月会が行われた根拠とする。「神事次第」は、中世宗像社における一年間の神事を月日ごとに網羅的に記した史料で、現在六つの伝本（甲本、乙本、丙本、丁本、戊本、癸本）が存在するが③、「五月ノ浮殿」はこれらの伝



【図三】五社神輿五月濱殿神幸路図（『宗像神社史』下巻第一七図を改変）

本のうち甲本、しかも五月会についての記述にたった一箇所だけ見える用語である。まず、この用語について考えていきたい。

五月会は、中世辺津宮の主要な社である第一宮、第二宮、第三宮に織幡社（宗像市鐘崎）、許斐社（同王丸）を加えたいわゆる「五社」の神輿、及び伊摩社（同吉田）、浪折社（同田野）、黒尾社（同王丸）の神馬による濱殿への神幸が行われる。次に甲本と乙本の五月会の記載を掲げる。

【史料一】「神事次第」甲本（原史料に記されているルビは省略、傍点・傍線等は筆者。以下同じ）

一 五月会事、内陣ニ赤色ノ縵ヲ引也。

昔ハ五月ノ浮殿者三間四面ノ御社也。雖^レ然、近年令^ニ破指^{（註）}一畢。可^レ有^ニ急束御造立^{（註）}一者也。

（中略）

一 濱殿事、

御アクララスエマイラセテ後、祝詞申也。

一 馬ヨリ下テ後、祝詞禰宜、善ノツナヲトリテ、

社務ノ御カタニカケマイラセテ、祝詞ハ御崎ニマイル也。神官各^{（昔）}セムノツナヲトリテマイル也。社ノ御前ニテ善ノツナヲ給テ、御アクラヲ入マイラスルヘシ。

（中略）

一 御輿ハ濱ヨリ、織幡ハシキハムニ入御、

一・二ハ惣社ニ入御、三ハ中殿ヨリ入御、許斐ハコノミニ入御ナリ。

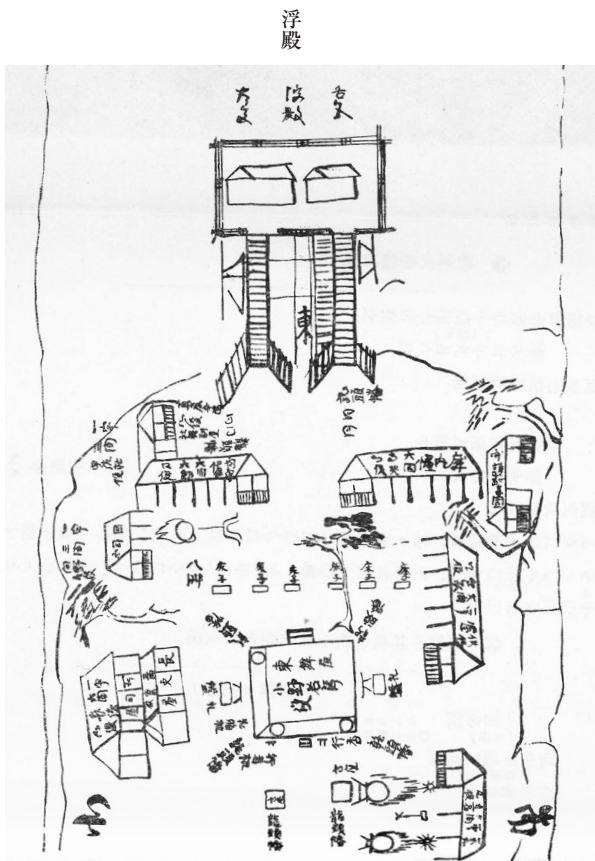
【史料二】「神事次第」乙本

一 五月会、朔弊如^レ常。濱宮ノ神殿ノ後ニハ赤キ色ノ縵幕ヲ引也。内陣也。

昔濱宮ハ三間四面御社也。

（中略）

一 濱殿、御上座ヲ置テ後、祝詞ヲ申、濱神殿前ニ馬ヨリ下テ、祝詞、御輿ノ善ノ繩ヲ取テ、社務ノ御層カケ進テ、忌子・祝詞ハ御前^{（註）}先ニ參ル。社ノ御前ニテ善ノツナヲ忌子給ル。名神官ハ高座ヨリ五社台ノ善ノツナヲカタニカクル。五台御コシナラヘ申、烈讚^{（列參）}スキテ、第一ヨリ次第^{（上座）}ニ御アクラヲ入マイラスル也。御供者惣宮師・政所也。次第



【図四】「宇佐小山田文書」八三号文書（部分、『大分県史料』巻七）

如「三日」也。

(中略)

一 御還御、織幡宮ハママヨリ本宮へ御帰り、一・二社惣社ニ御入、三ハ中殿ヨリ御入、許斐ハスクニ還御、同正日^{月々}田植アリ。

甲本には、内陣に赤色の幔幕を引く「五月ノ浮殿」は、かつて三間四面の社であり、近年破損したため急いで造立すべきだとある。『宗像神社史』は「五月ノ浮殿」＝「濱殿(宮)」と理解し(上巻、三九八頁)、宇佐八幡宮の放生会の際に造られる浮殿の事例(応永二〇年〔一四一三〕)を参照しつつ(【図四】)、濱宮の社殿が浜辺に建てられた「浮殿造り」であったとする(上巻四〇三頁、下巻一五八頁)。内陣に赤色の幔幕を引く三間四面の建物は乙本においては「濱宮」と記されており、これが従来「浮殿」＝「濱殿」と考えられてきた根拠であった。

五月会の当該箇所を諸本と比較すると、甲本は「五月ノ浮殿」、戊・癸本は「浮殿」とし、乙・丙・丁本は「濱宮」とする。しかし、【史料一】から明らかのように、甲本でも神幸が行われる場所としては「濱殿」と表現しており、これは戊・癸本も同様である。五月会における最も重要な場である「濱殿」が、同じ神事の記述の中で「浮殿」「濱殿」という二通りの名称で現れるものだろうか。

そこで、五月会における「浮殿」の神事を他に探すと、「神事次第」甲本と同時期の正平二十三年(一三六八)に成立した神事史料である『正平二十三年宗像宮年中行事』(以下、「年中行事」)の「館浮殿、神事社務館」

の項目に「同日 試楽神事今未役」とある。『宗像神社史』は、「五月五日には田島宮において、いわゆる五月会の大祭が行われるので、大宮司の社務館の浮殿の前で、この祭のための楽舞の試楽(練習)がこの日から行われる」と説明する(下巻一五七頁)。強調したいのは、史料上の「浮殿」は、五月一日に「試楽神事」が行われる「館浮殿」と問題の「神事次第」甲本五月三日条の「五月ノ浮殿」(戊・癸本では「浮殿」)に限られることである。

次に注目したいのは、「年中行事」では、「館浮殿、神事社務館」という項目を立てていることである。「館」とは社務(宗像大宮司)の館のこととで、「御内」とも表される(4)。「神事次第」甲本正月十五日条には「御内浮殿事、チハヤフルウキト^(浮殿宮)ノノミヤノユフタスキ、カケテノチハタノシカリケリ、古人曰、昔ハ池ノ中嶋ニ在^レ社、号^二浮殿ト^一云々」とあり、「御内浮殿」＝「大宮司館の浮殿」はかつて池の中島にあったため、「浮殿」と呼称されるようになったことが分かる。同様の記事は、乙本を除く「神事次第」諸本に見られ、等しく「御内浮殿」と表記されている。おそらくかつて中島に建てられていて、池に浮いたような構造を持つ建物が「浮殿」と呼ばれており、それが大宮司館(あるいはその付近)に移ったため「御内浮殿」と表現されたのだろう。

「御内浮殿」が中島にあった頃と同じ様に、構造として「浮殿」であったかどうかは定かではない。しかし、ここでは、史料上に「浮殿」と表現される場合は、「御内浮殿(館浮殿)」を指し、「濱殿」を指さないことを確認しておきたい。このことは、「年中行事」において「館浮殿、神事社務館」

と「濱殿社」とが別項目として立てられていることから明らかである。

さて、再び【史料一】「神事次第」甲本にみえる「五月ノ浮殿」が乙本では「濱殿」とされることに着目したい。「五月ノ浮殿」という表現が、現存史料のうち「神事次第」甲本のこの一箇所のみに見られることから推せば、「五月ノ浮殿」は「五月会」で使用される浮殿構造の建物^⑤の意で、すなわち「濱殿」を指していると解釈できるのではなからうか。つまり、史料上の「浮殿」は「御内浮殿（館浮殿）」を指すが、甲本の「五月ノ浮殿」に限り「濱殿」を指しているのである。また、「五月ノ浮殿」という表現から「濱殿」も浮殿構造をもっていたと考えられる。

三、五月会・放生会における濱殿

(一) 五月会

「五月ノ浮殿」が「五月会」で使用される浮殿構造の建物^⑤の意とすれば、「五月ノ浮殿」を根拠に釣川河口の五月浜（五月松原）で五月会が行われたとする『宗像神社史』の解釈に疑念が生じてくる。それでは、五月浜で五月会を行うことが可能なのか、神事の内容を追ってゆくことにする【表一】^⑥参照。

五月五日に行われる五月会の流れは、まず許斐社の神輿が辺津宮（田島宮）に神幸することから始まる。許斐社（とその付属社の黒尾社）は、辺津宮の第一宮・第二宮・第三宮とともに第二宮（中殿）の傍らにあった廟院に入る。ここで御供がされた後、四社は濱殿へと神幸する。この時を

見計らつて、織幡社（と伊摩社・浪折社）の神輿がそれぞれ出発し、四社と同時に濱殿に到着する（『宗像神社史』下巻一七三～一七四頁）。五月会は濱殿において最高潮となり、様々な神事を終えた後、「御輿ハ濱ヨリ、織幡ハシキハムニ入御、一・二ハ惣社ニ入御、三ハ中殿ヨリ入御、許斐ハコノミニ入御ナリ」（【史料一】）とあるように、五社は「濱」から還御してゆく。「濱殿移動説」を採る『宗像神社史』は、濱殿の移動に伴い五社の神輿（十黒尾社、伊摩社、浪折社）の神幸先も変わるという。すなわち、還御する「濱」が「御前之濱」から五月浜に変更されるという理解である。五月会における神輿と神馬の動きを【図三】で追うと、五月浜からの還御は、第一宮・第二宮・第三宮・許斐社・黒尾社が一度釣川河口に神幸してから還御しなければならなくなり、「御前之濱」から還御した場合と比べて、辺津宮～五月浜の往復分だけ神幸の距離が延びることになってしまうのである。

また、「年中行事」「神事次第」によれば、五月三日に第一宮で小五月会と呼ばれる「五月会試楽大神事」が行われるが、『吉野期神事目録』（十四世紀後半成立）同日条には「濱宮五社、鎗流馬、競馬、三十社」^⑥とあり、「濱宮」でも流鎗馬や競馬が催されることが分かる。この三日の「濱宮」の神事について、『年中諸祭祀衣裳之事』（宝徳二年〔一四五〇〕成立）同日条にも「濱江御出之時、午剋 木賊色」とみえている。そして、本番となる五日には「濱殿」で神幸祭が行われるのである。

一連の五月会の神事の中で、場所の異なる「濱」が同じ表記をされるとは考えにくい。三日に流鎗馬や競馬を催す「濱」は五日に神輿が

還御する「濱」と同一の場所であろう。「神事次第」甲本六月一日条「和
儺祓事」に「御輿三躰、御前濱、二御出」とあることから推せば、これらの
神事関係史料においては単に「濱」と記される場合でも、「御前濱」を指
すと思われる。一方で、五月浜を「濱」と記す明証はない。そもそも成
立期が異なる神事関係史料の中で⑦、異なる場所を一貫して「濱」と
表現することは考えにくい。以上のことから、五月会における濱殿神事は
「御前之濱」で行われており、五月浜の濱殿を積極的に想定する必要は
ないといえる。

(二) 放生会

五月会と並ぶ大祭であり、濱殿においても神事が行われる放生会では
いかがだろうか。

放生会も許斐社による辺津宮神幸から神事が始まるが、最初に到着
する場所が異なっている。八月十三日に許斐社は黒尾社とともに「館浮
殿」に神幸し、これが「市渡」と呼ばれている。

翌十四日に許斐社は中殿御廟院へと神幸し、ここで第一・二・三宮と
合流する⑧。廟院での御供・直会を終えると、四社は濱殿に神幸し、五
月会同様ここで織幡社・伊摩社・浪折社と合流するのである。先に「御
内浮殿（館浮殿）」と「濱殿」は異なる施設であることを指摘したが、こ
れは放生会で「館浮殿」から廟院を経て「濱殿」に神幸することからも
明らかである。

【史料三】「神事次第」（甲本）

- 一 濱殿ノ酒肴ハ高キタナノ上ニライシニ前、
御肴五前、御酒瓶子ニフタツ、御アクラモタナノウニスエマイラスル、
惣社事、
大鳥居ノ前ニテ善ノツナヲトリテマイラスル、
祝詞禰宜上ノ御崎ニ立ツ。大夫ノ貫首ヲ崎ニ立ル也。拜殿ノ樋ノ下
ニテセム^(善)ノツナヲ給テ、御アクラヲ進ル。
次伝供、次着座、

【史料四】「神事次第」（乙本）

- 濱殿ノ酒肴ハ高キ棚ノ上ニライシニ前進、御肴五前、御酒ニ瓶進、御上
座タナノ上ニマイラスル。祝詞申、夜ニ入テ風流、次田楽、次延年、次
猿楽。
一 惣社之儀式、大鳥居本ニテ一善繩ヲ社務ノ左肩ニカケテ進ス。御
輿五台ヲ一面ニ並申、神官ノ高座ヨリ面々ニ善ノツナヲ給立テ持ツ
：（中略）：御上座ハ拜殿ノ樋ノ下ニテ進ル。上座マイリタル、御コ
シハ東ノ経房ノ前ノコトクカク^キ申テ、西ノキヤウ^(経房)ハウノ前ニスエナラハ
申テ後、休殿ニハ入申也。：（後略）

【史料三・四】から分かるように、「濱殿」では酒肴や祝詞、風流や田楽など
が行われ、その後に惣社（第一宮）へ神幸する。惣社（第一宮）に帰った五社は、
大鳥居の前で第一宮神輿の善の繩を社務^{ツナ}＝大宮司の左肩にかけ、神輿五台を

並べ、神職の上席の者からその縄を持って立つ。拜殿の樋の下で善の縄を受け、御上座(神座)を第一宮本殿に進める。神輿は東の経房の前に掻き、西の経房の前に据え並べた後、休殿に入れる。その後御供が行われる。

濱殿が五月浜にあった場合、辺津宮から神幸してきた三宮・許斐社と鐘崎から神幸してきた織幡社とが濱殿で合流し神事を行った後、五社揃って惣社(第一宮)へ神幸するので、三宮と許斐は一度濱殿に出御し、再び辺津宮へ戻らなければならぬ。しかも、乙本によれば、濱殿での酒肴の後、「夜二入テ」、風流、田楽、延年、猿楽が催されるとあるため、「惣社之儀式」を行うために夜道を第一宮へ神幸する必要が生じるのである。濱殿が五月浜にあることで、神輿の異動が不自然になってしまうことが分かるであろう。

翌十五日には、「船クラへ」(「年中行事」では「船鬨神事」)が行われる。これは五社の神輿を載せた神船を釣川で競漕させ、形式上必ず許斐社に勝利させる(乙・丙・丁本)神事である。【図一】「田島宮社頭古絵図」第一宮の左方に付された注記から五艘の神船は鐘崎、神湊、今空閑勝浦浜から各一艘、津屋崎から二艘が貢進されたことが分かる。さらに、同注記に「放生会船之御供自是上之」「船五艘御供自是上之」とあり、神船を釣川の第一宮に最も近い場所へ係留して御供が供せられたと思われる。大きな池の左側の注記には「馬場之末、御前之濱ト云」ともあり、第一宮の正面を横に走る馬場が釣川に突き当たるところが「御前浜」、すなわち濱殿があった場所である。つまり、濱殿は五艘の神船の係留場所と非常に近い距離にあった。

これを踏まえて、それ以降の神輿の動きをみてみよう。第一宮におい

て、法用、行列、惣宮師、御供宮師、舞楽、行司、一物渡、相撲などの神事が行われ、還御となる。重要なのは、五社が一度、濱殿に出御してから、還御することである。

【史料五】「神事次第」甲本

- 一 同寅時、(八月十六日)五体御輿濱殿ニ出御、織幡モ御入、一・二八大宮ニ入御、三八大宮ニ入御、許斐ハコノミニ入御也。

「濱」から還御するというのは五月会と同じ次第である。濱殿が御前浜にあれば、十五日の「船クラへ」↓神船への御供↓第一宮での神事↓濱殿に出御↓還御という流れに全く問題がない。しかし、濱殿が五月浜にあった場合、三宮と許斐社は、還御するただけに釣川河口まで神幸することになる。還御のために、辺津宮↪五月浜間を往復することは、神事に必ずしも合理性を求められないとはいえ、神輿の動きとしていかに不自然である。

さらにいえば、河津奈津子氏は、織幡社が五月会・放生会とも中殿御廟院での御供に参加しないことから、「五社」といながらも、三宮・許斐社に対して織幡社は一線を画す意識があり、宗像社と異なる神系・伝統を有する織幡社、荘園領主による支配を強く受けていた伊摩社と浪折社を三宮・許斐社に連ならせて濱殿へ神幸させることは、それらを末社として取り込んだ大宮司の支配権を誇示するためであると指摘される⁹⁾。濱殿が五月浜にあった場合、一段下に位置づけられた織幡社の

みが、不自然な動きをすることなく、かつ移動距離も短くなり、河窪氏の指摘する五社の濱殿神幸の意義とも矛盾することになる。すなわち、十四日・十五日の放生会の神輿の動きをみると、放生会においても濱殿が五月浜にあつたとは考えられないのである。

そもそも、『宗像神社史』は「五月会・八月放生会の如き一社内だけでなく、郡内末社織幡伊摩浪折許斐の神輿の神幸が合体して行われるような大規模な祭については、江口の五月浜を祭場とし、ここを濱宮として行われたものとしてよいであろう」（上巻四〇〇頁）とする一方で、本稿が指摘するような不可解な神輿の動きを不審としたのか、放生会については、「同会るときに神幸する濱殿は、六月和雛祓のときに神幸する惣社の馬場末と同じで、釣川に臨む御前の濱なる濱殿であつた」（下巻二〇六頁）という。『宗像神社史』は明言を避けるが、放生会を除く「郡内末社織幡伊摩浪折許斐の神輿の神幸が合体して行われるような大規模な祭」は五月会しかなく、五月浜の濱殿を想定するならば、これは五月会でのみ使用されたこととなる。そして、先に検討したように、放生会だけでなく五月会でも、五月浜に濱殿があるという想定はできないのである。

以上のことから、濱殿が「御前濱」から五月浜に「移動」したとする『宗像神社史』の説明は裏付けられず、濱殿は中世を通して「御前濱」を動かなかったと結論付けることができよう。

四、濱殿移動説と現浜宮の成立

「濱殿移動説」は、「神事次第」甲本の「五月ノ浮殿」を「五月浜の浮殿＝五月浜の濱殿」と解釈したため成立したのであるが、『宗像神社史』の五月浜に濱殿があつたという認識は既に近世段階で存在していたと思われる。

【史料六】『筑前国統風土記』（以下「統風土記」）卷之十七 宗像郡下 五月濱（10）

江口村の境内にあり。田島より十三町北也。むかし田島の神の御旅所也。五月松原あり。其所に石壇あり。むかし六月夏越和雛の祓とて、田島の神輿を、御前の濱と云所より船十二艘にのせ、五月濱に御下り、神輿を石壇の上に置奉りしと云。今は久しく絶て、其儀式なし。御前の濱とは、今の田島の社の東の川はたなり。

五月五日此所にて競馬をなす。此故に五月濱といふ。宗像記に曰、五月五日宗像家人、家々の嫡子花やかに出立て、五月濱に出て馬を乗る。是を五月児と云。家をつぐ嫡子なければ、庶子此日かけ馬を乗て、越度なきとき、宗領の座に直る。是古来の風俗也。

【史料七】『筑前国統風土記附録』（以下「附録」）卷之三十二 宗像郡上 江口村 臯月濱并松原

田嶋宮頓宮の地にして松林の内に石壇あり。いにしへ五月五日

大祭ありしか、今は里民寄つとひてかたはかりなる祭りを執行ふと言。

【史料八】『筑前国続風土記拾遺』（以下「拾遺」）卷之三十六宗像郡上江口村 皐月社、

皐月松原に在。古へ田嶋の神の頓宮の地にして五月五日大祭有。

競馬をも執行す。本編に詳なり。今も小祠を建て宗像三神を勧請し毎年形

斗りの祭をなせり。

これらの記述を総合すると、「御前濱」と並び「五月濱」という用語が現れ、「五月濱」はかつての「田島の神」（辺津宮）の「御旅所」「頓宮」であり、五月五日に競馬などの「大祭」が行われていたという。「附録」と「拾遺」の内容は「続風土記」を継承しているようだが、その記事の根拠は不明である（11）。また、「続風土記」では、六月の夏越祓の際に神輿が「御前濱」から「五月濱」に船で下ると記される。「拾遺」では、「皐月松原」（五月浜）に皐月社（12）なる小祠が建ち、現在は「形斗りの祭」をするに過ぎないと述べる。

しかし、少なくとも中世における五月会は「御前之濱」で行われていたことは本稿の検討から明らかであり、かつ、五月五日に五月浜で「大祭」があったことを明示する史料はない。さらに、中世の「神事次第」諸本では、夏越祓は「御前濱」への神幸のみで、「五月濱」への神幸の事実を確認できないのである。

おそらく「続風土記」が完成する宝永六年（一七〇九）以前に、「五月濱」における「大祭」の伝承が存在していたのであろう。「大祭」が伝承であるとすれば、かかる伝承は何に基づいて形成されたのであろうか。

【史料九】「続風土記」卷之十六 宗像郡上田島

村中に神社あり。右にしろす宗像三神の内、一はしらの御神也。

田島社職の輩は、此社を田心姫とし、第一の宮と云。其事前にしるす。此神社

いにしへは神湊の東六町、海の南一町許にありし故に海濱宮と云。

へとは海濱を云。つは助字なり。今其あとを神の幸屋敷と云。其

所に今も社の跡ありて、いちしるし。昔の祭に用ひし土器のわれ

たる多し。人家はなし。此所神湊と江口との間にあり。神湊の境

内にして、田島を去事半里許也。清氏より四十八世の大宮司長氏、

後深草院建長年中、夢に神託の告有て、田島にうつし奉るといひ

伝ふ。

【史料十】「附録」卷之三十二 宗像郡上神湊村

海濱宮址 （へつ） 本編田嶋の所に見えたり。田嶋神社の旧地（か）小祠あり。石

鳥居建り。なり。里民八天応元年此処より田嶋の宮に遷座し給ふとい

ふ。故に神幸様といふ。（キノカワ）

釣川を挟んで江口の「五月濱」の対岸に位置する神湊村（現宗像市神湊）の「海濱宮」こそ元々の辺津宮で、「続風土記」によれば鎌倉時代の

大宮司長氏の頃に、「附録」によれば天応元年（七八一）⁽¹³⁾に現在の田島の地へ遷座したというのである。そして、その跡地を「キノカウ」と呼び「神幸」という字を宛てている。「続風土記」と「附録」は、「社の跡」「小祠」があると記すが、次に掲げる「拾遺」はこの社は「木皮社」であると指摘する。

【史料十一】「拾遺」卷之三十六 宗像郡上 神湊濱宮社

神湊の東六町江口浦に至る道松林の中に小祠有。宗像三神を祭る。俗にいにしへの辺津宮の址歟といふハ誤なり。宗像古記にハ湊ノ木皮ノ社と有。御神事次第に四月一日巳時湊木皮社事社者祢宜作ル御供者政所ノ沙汰敷物者上八村郷役御庁ニ大飯御酒一瓶政所沙汰小野浦ヨリ魚一桶湊浦ヨリ貝蛸小勝浦神人富葛^(マ)ヲ進上と有。

本編に見えたれとも、神幸をキノカウと訓ること、古記の内に見えず。又神字をキと訓義理も聞えかたし。いふかし。又此社を辺津宮の址也といふ説も信しかたし。今其境地を見るに、往古ハわつかなる浪の打寄たる洲崎と見えたれハ辺津宮などいふ斗の大社のますへき所にあらず。…（中略）…常ハ社とてもなく、毎年祭のたひこと、仮りに神籬を造て、木皮などを以て上を葺たる歟とおほしき故に、神幸にはあらで木皮ノ社と書しなるへし。故に今の世にも礎なども一ツもなかるべし。

「拾遺」は、この地を辺津宮の旧跡とする「続風土記」「附録」の説を否定し、この小祠は木皮社^{キカワ}であり、「神幸」を「キノカウ」と訓ずることを「いふかし」と主張する。「拾遺」が「神事次第」を引用するように、木皮社は四月一日に神事が行われる中世以来の宗像社の末社である。おそらく、「木皮」が「キノカウ」に転訛し、その音に「神幸」という漢字が宛てられたため、かつて辺津宮が神湊から「神幸」した、すなわち、木皮社が辺津宮の旧跡であるという伝承が生まれたものと思われる。「拾遺」の指摘はまさに卓見といえよう。

ただし、「拾遺」は、田島（辺津宮）から神湊に神幸して来たので、木皮（キノカウ）を「神幸」と名付けたことが「本編」Ⅱ「続風土記」にみえるという（【史料十一】傍点部）。ところが、その「続風土記」は、神湊から田島に辺津宮が移ったと述べるのみで（【史料九】傍線部）、田島から神湊に神幸したとは記していない。ともあれ、【史料六】～【史料十一】からは、方向こそ混乱が生じているが、近世において、辺津宮と釣川河口の両岸（神湊・江口）に「神幸」の伝承が存在していたことを読み取れるだろう。

本稿では、この「神幸伝承」の成立を実際に齋行されていた中世神事に求めてみたい。「拾遺」でも引用されているように、中世の木皮社では四月一日に御供などの神事がおこなわれていた（『吉野期神事目録』には、四月二日に「神湊木皮社祭礼」とある）。また、濱殿で五月会が行われるのと並行して、木皮社より少し西側にある津加計志神社（『吉野期神事目録』では「綱懸明神」⁽¹⁴⁾）において、五月五日に「津加計志祭礼、祝詞」

が行われている。この祭礼のために辺津宮から祝詞をあげるために神職が参向したのかは明らかではない。しかし、近世には途絶えてしまっていたと思われる四月一日の木皮社の御供や五月五日の津加計志社の祝詞が伝承として語られた際に、これらの神事は混同・誤解され、辺津宮から木皮社への神幸があったと伝わっていたのではなからうか。そして、かかる「神幸」の認識が転倒し、辺津宮は木皮社から「神幸」して来た神社である、すなわち木皮社を旧辺津宮跡とする伝承が成立したと思われる。

さらに、想像をたくましくすれば、辺津宮から木皮社への「神幸伝承」が釣川対岸の江口に伝わったことで、かつて「五月濱」が辺津宮の頓宮であり、五月五日に「大祭」が行われていたという伝承が成立したのではなからうか。「五月濱」という用語が中世史料にみえないことから、五月五日の「大祭」という伝承が成立した後に、その「大祭」が行われたとされる場所を「五月浜」と呼ぶようになったと考えられる。

ここで【史料十一】に戻ると、「続風土記」・「附録」の「海濱宮（へつみや）」に関する記述に鋭い指摘をする「拾遺」が、その項目名を「濱宮（はまみや）社」としていることは重要である。これは誤記であろうが、その内容が木皮社に関するものであったため、木皮社＝濱宮という認識が成立してしまった。結果として、かつての木皮社が現在は「浜宮」として認識されることになったのである。

ところで、「濱殿移動説」が説くように五月浜（江口）に濱殿があったとしても、そもそも現在の浜宮は釣川を挟んだ対岸の神湊にあるため、中世と現在の位置に矛盾が生じているのである。『宗像神社史』はこの矛

盾について、五月浜の皐月神社がかつての「濱殿」であるとしつつ、その一方で、「この皐月神社とは別に、釣川河口の西岸なる玄海町大字神湊字灘の砂丘の松原の中にある現在の辺津神社を、濱宮の址であるとする説がある」とする。そして、それに続けて、「続風土記」の「キノカウサマ」（旧辺津宮跡）説に関しては、「キノカウサマとは明らかに木皮社の訓み方を示したものである。四月一日の祭時に、黒木の仮殿を造って、祭祀を営んだところである」という「拾遺」の説に従うべきであり、木皮神社（現辺津神社）は「古来の濱殿でなく、辺津宮の祭礼に当って潔斎するため黒木の濱宮であったとすべきであろう」という（上巻四〇一～四〇二頁、傍点は筆者）。

「拾遺」は「濱宮社」という項目を立ててはいるが、その内容は木皮社が辺津宮（海濱宮）旧跡ではないことについて述べている。要するに『宗像神社史』は、「拾遺」を支持しながら、濱宮（はまみや）と海濱宮（へつみや）を混同し、その記述を「木皮神社（現辺津神社）は濱宮跡ではない」と誤読したのであった。この誤読と五月浜における「大祭」伝承に基づいて、「五月ノ浮殿」を五月浜の濱殿と解釈し、現皐月神社に比定、現濱宮と比定地が異なる矛盾を抱えた「濱殿移動説」が成立したのである。整理すると、「拾遺」によって形成された木皮社＝濱宮認識に基づく比定地が現在の浜宮であり、「五月浜」における五月五日の「大祭」伝承と「拾遺」の誤読によって濱殿の地を比定したのが「濱殿移動説」なのである。元を辿れば、現在の浜宮と「濱殿移動説」とは、中世神事を素地として近世段階に形成された「神幸伝承」の産物であるといえるだろう。

むすびにかえて

以上、推論を重ねてきたが、「濱殿（濱宮）」は中世を通じて「御前濱」にあり、近世に成立した「神幸伝承」を淵源として現在の浜宮や「濱殿移動説」が成立したというのが本稿の結論である。

しかしながら、現浜宮や「濱殿移動説」が中世における史実を示したものはなかったとしても、これが近世の伝承に基づいて成立したということは繰り返して強調しておきたい。伝承の中では五月浜が五月会の場であり、木皮社が旧辺津宮跡であることは「事実」として伝わっていたのである。木皮社≡旧辺津宮跡を否定した「拾遺」によって、木皮社が浜宮と認識されるに至ったことは皮肉であるが、そこで現在も例祭が行われているところこそ最も重い事実であろう。

五月浜では、戦前まで十一歳になった男子が皐月神社の宮座に入った。また、五月五日には、「五月さまのお座」と称して酒二合、鯛、餅などの饗に預かり、一日酒興を尽くしたという⁽¹⁵⁾。「はじめに」で触れたように、再興された五月会では、浜宮で浜降りの祭が、ついで五月浜（五月松原）で五月祭祭典が行われている。

現在の浜宮が中世の濱殿ではなかったとしても、今それが「浜宮」として機能していることに歴史の本質を感じざるを得ない。誤解を恐れずに言えば、長い年月「伝承」が重ねられていくことで、それが「事実」となり、「歴史」となっていくといえるのではなからうか。「浜宮」は、紛れもなく宗像大社の「歴史」を現代に伝えているのである。その意味で考えるならば、現在の浜宮こそ浜宮であり、かつての「海浜」の立地と海辺での

神事を象徴する濱殿は、確かに釣川河口へと「移動」したといえるのかも
しれない。

(1) 森弘子「宗像大社の無形民俗文化財」（「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議編『「宗像・沖ノ島と関連遺産群」研究報告』I、二〇一一年）

(2) 第一宮は現在の辺津宮社殿であり、第一宮とともに辺津宮を構成する主要施設の第二宮・第三宮は、「田島宮社頭古絵図」により中世末頃における配置が推測できる。どちらも延宝三年（一六七五）に末社として本殿の周囲に移されたが、現在は本殿の背後にある。正三位社は「田島宮社頭古絵図」から第三宮境内（現地名に大字田島字第三ノ下が残る）にあったことが分かり、延宝三年に末社として本殿の周囲に移された。内殿（政所社）は、『宗像神社史』（上巻、四〇八頁）によれば、第一宮境内西南の堀の外にあったとされるが、現在は正三位社同様末社として本殿の周囲にある。辺津宮境内の南方に位置する宗像山山頂の上高宮（上高宮古墳）には現在小さな祠があり、宗像山中腹の下高宮は古代の露天祭祀遺跡である。『宗像神社史』（上巻、三八九頁）は、上高宮に社殿が設けられる以前に、下高宮において上高宮を祀る祭祀が行われていたとする。上高宮・下高宮には現在社殿はないが、両者を指す「上殿」という地名が残る。

(3) 河窪奈津子「宗像大社所蔵の神事史料」(『神道宗教』二二一号、二〇〇八年)において各伝本の成立時期が考察され、内容としては甲・乙・戊本の三種であることが明らかにされている。

(4) 『宗像大社文書』第三卷一五八頁では、「館」は社務館のこととし、「社務館の浮殿は第一・第二宮の中間の大宮司の社務館の池の中にある浮殿」と注記する。ただし、「館浮殿」の場所についての根拠は不詳である。

(5) 中世の神事について、五月会は『宗像神社史』下巻一五七〜一八二頁、放生会は同一九六〜二一九頁に詳しい。なお、【表一】は『宗像神社史』が掲載する神事表を基に再構成したものである。

(6) 『宗像大社文書』第三巻では、当該箇所を「濱宮、五社」と翻刻するが、「濱宮の五社(祭神)」の意であることから「濱宮五社」と表記するのが適切と思われる。濱宮に五つの祭神があることは『宗像三所大菩薩御座次第』からも明らかである。

(7) 河窪奈津子「宗像大社所蔵文書と宗像大社中・近世史」(『宗像・沖ノ島と関連遺産群』世界遺産推進会議編『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告Ⅰ、二〇一一年)では、各史料の成立時期には幅があり、無批判に同時期の神事とみなすことは危険であると警告する。

(8) 『宗像宮年中諸神事御供下行事』八月十三日条では「こひの神人」が「小神供四十膳内」の三膳を下行されているが、同十四日条では「第一・第二・第三・こひの神人」が「小神供三十六膳内」の三膳

をそれぞれ下行されている。

(9) 河窪奈津子「中世宗像社の神事と宗像大宮司の社領支配」(『神道宗教』二二二・二二三合併号、二〇一一年)。

(10) 『筑前国続風土記』、『筑前国続風土記附録』、『筑前国続風土記拾遺』の引用は、中村正夫編校訂『宗像郡地誌綜覧』(文献出版、一九九七年)による。

(11) 河窪奈津子「宗像大社所蔵文書と宗像大社中・近世史」(前掲)。

(12) 五月神社は、現在辻原若宮(辻八幡宮、大字江口字皐月)の境内社で、「元は皐月神社(旧無格社)」として大字江口字サツキに鎮座し、古来宗像本宮五月会の頓宮であつたが、大正十四年ここに合祀された」という(『宗像神社史』上巻六八〇頁)。

(13) 天応元年(七八一)とする根拠は、『宗像大菩薩御縁起』の「天応元年^{西暦}有^二御託託宣^一、虚空仁声有天云、為^レ示^二吾宗大神之居^一、号^二始此所於宗像^一畢。早氏男之屋敷仁造社、可^レ崇^レ吾^レだと思われる。

(14) 『福岡県の地名』(平凡社、二〇〇四年)の「宗像市 神湊浦」の項では、「湊木皮社」についての記述の中で「二月一日には湊社の祭事があり、戊本・癸本には「津加気志ト申」と記される。「宗像神社史」は同社を神湊の辺津神社にあたる」というが、これは木皮社と津加計志社を混同しているようである。確かに「神事次第」戊・癸本には「湊社祭事、津加気志ト申」と記されているが、この「湊社」は津加計志社を指し、「湊木皮社」とは別の神社である。

(15) 森弘子「宗像大社の無形民俗文化財」(前掲)。